


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	直井 亨			
件名	下水道事業における地方公営企業法の適用に係る基本方針について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 概要						
<p>総務省からの通知により、地方公営企業法の財務規程等を適用していない公営企業については、平成31年度までに同法の全部または一部（財務規定等）を適用するよう要請があった。</p> <p>当市では、平成29年度から地方公営企業法の適用に係る業務を進めており、今後の事務に取り組むため、法の適用範囲等の基本事項を定めた「東大和市下水道事業地方公営企業法適用基本方針」を策定したので報告するものである。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法の適用日:平成32年4月1日 ・地方公営企業法の適用範囲:一部適用（財務適用） ・出納及び会計事務:会計管理者へ事務委任 						
(2) 影響及び効果						
地方公営企業法の適用により経営成績と財務状況の把握等を可能とすることができる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
平成27年1月27日付け総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」、及び同日付け総務省自治財政局長通知「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」により、地方公営企業法を適用するよう要請があった。						
3. 留意事項（問題点等）						
関係課との調整及び公営企業会計システムの導入を平成30年度、31年度で行う必要がある。						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議後、市長決裁により決定し、市議会議員へ情報提供したい。 また、市報及びホームページにより市民に向けて周知したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。